

## 令和8年度 生活指導基本方針・体制及び体罰防止の取組・方針

### 1 基本方針

- (1) 生活指導は、生徒一人ひとりが自立し、社会の一員として健全に成長することをめざす。
- (2) 全教職員が共通理解を持ち、組織的・継続的に取り組むことで、生徒の豊かな人間性の育成を図る。

### 2 目指す生徒像

#### 【未来社会への知性】<学び続ける人> (知)

第五中学校グループ(第五中・第一小・第四小)における学力定着プロジェクトチームを要とし、基礎的・基本的な学力の定着をめざす。学習活動では幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたり学習する基盤が養われるよう基礎的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題解決するための思考力・判断力・表現力、学びに向かう人間性を養う。

#### 【人・地球との共生】<より高い人間性をめざす人> (徳)

自立した人生を他者と共によりよく生きることをめざし、人権尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、互いに尊重し調和と協調、協働して社会で生きる上で求められる規範意識を醸成する。また、よりよく生きる上で大切なことは何か自分はどのように生きるべきか当事者意識をもって主体的に考え、自らの生き方を探求する力を養う。

#### 【心身共に健康】<健康で生命を大切にする人> (体)

「生きる力」を支える重要な体力や健康の維持を図るため、運動を通して体力を養い健康を維持する食育を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を養う。

### 3 指導の重点

#### (1) 基本的生活習慣の確立

- ① あいさつ・返事・言葉づかいの徹底
- ② 時間を守る(着席チャイム)、忘れ物をしない、清潔な身だしなみの指導
- ③ 登下校のマナー、安全確認の徹底

#### (2) 人間関係の構築

- ① いじめ・差別のない、安全・安心な学級・学校づくり
- ② 互いを認め合う関係づくり
- ③ トラブル対応は早期発見・早期対応・再発防止

### (3) SNS・スマートフォンの適切な活用

- ① 情報モラル教育の充実
- ② ネットトラブルの予防・啓発指導
- ③ 保護者と連携したルール作り

### (4) 問題行動への対応

- ① 指導と支援のバランスをとった対応
- ② 教職員・保護者・関係機関との連携による継続的支援
- ③ 生徒の背景や心情に寄り添った対応

## 4 指導体制の確立

- (1) 学年・学級担任を中心とした「チームとしての指導」
- (2) 教職員間での情報共有と統一的な指導

## 5 いじめ防止等の取組

- (1) 常設の学校いじめ対策委員会を週1回以上実施し、いじめ防止対策推進法を遵守した対応を行う。また週1回以上の情報共有の時間では生徒の状況や対応記録の作成など共通理解を図り、教員が一人で抱えない体制づくりをめざす。
- (2) 年4回のいじめに関するアンケートの実施と聞き取り、管理職報告を徹底し、いじめを見逃さない体制を継続するとともに、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)の調査結果を全教員で分析し、生徒一人ひとりへの対応について共通理解を図る。
- (3) 6月に八王子市いのちの大切さを共に考える日を設定し、全校朝礼での校長講話と道徳科における生命の尊重をテーマとし、生徒一人ひとりが命の連続性や有限性について考えを深められる取り組みを行う。

## 6 家庭・地域との連携

- (1) 保護者との連絡・相談体制の整備
- (2) 地域との協働による安全・安心な環境づくり
- (3) PTA や地域ボランティアとの連携活動の推進

## 7 体罰防止の取組・方針

### 【体罰の防止】

体罰は、生徒に肉体的苦痛を与える行為であるとともに、児童・生徒の生命を奪う可能性があることを、強く心に刻み、絶対に行わない。

#### 【具体的な取り組み】

- 体罰とは、生徒に対する懲戒のうち、生徒の身体に①直接的に肉体的苦痛を与える行為（殴る、蹴る、たたく、倒す、投げる等）②間接的に肉体的苦痛を与える行為（長時間にわたる正座・起立等）であることを改めて認識し、こうした行為は行わない。
- 生徒の問題行動を指導する場面では、感情の高ぶりにまかせることなく、言葉によるコミュニケーションを通じて冷静に指導する。
- 生徒に対して、何について、なぜ指導するのかを説明し、児童・生徒が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行う。
- 生徒の問題行動について、校内の教員で情報を共有し、組織的な対応を実施するとともに、必要に応じて、外部の専門家・専門機関や保護者と連携し、体罰に頼らない対応を行う。
- 学校として、生活指導や部活動指導（外部指導員による指導を含む）を組織的に行う体制を作る。
- 他の児童・生徒がたたかれているのを見て育った者は、教員はたたいて指導するものであるという誤った指導者像を植え付けられることから、体罰を受けた者が、再び体罰を行う側に立つという体罰再生産の負の連鎖を断ち切る。

### 【不適切な指導、暴言の防止】

不適切な指導、暴言等は、生徒に精神的苦痛を与え、恐怖心や不信感を抱かせるものであるため、肉体的苦痛を与える体罰と同様に、決して行わない。

#### 【具体的な取り組み】

- 生徒等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使（手をはたく（しっぺ）、おでこを弾く（デコピン）、尻を軽くたたく、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首をつかんで連れ出す等）は、不適切な指導であり、運動部活動やスポーツ指導において、生徒の現況に適合していない過剰な指導は、行き過ぎた指導であることを認識し、こうした行為は行わない。
- 生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛や負担を与える言動（罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等）は、暴言等に当たることを認識し、こうした行為は行わない。
- 教員にとっては、軽い気持ちだった、冗談のつもりだった、コミュニケーションのつもりだったという意図で発した言葉でも、生徒の心を傷つける可能性があることを心に留め、生徒の心情に配慮した言動を行うように努める。
- 教員等は指導に当たり、生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、こ

のために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組む。

- 生徒による暴力や暴言があった場合でも、決して体罰、不適切な指導、暴言等によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切な手段で懲戒を行い、粘り強く指導する。不適切な指導、暴言等は、児童・生徒に精神的苦痛を与え、恐怖心や不信感を抱かせるものであるため、肉体的苦痛を与える体罰と同様に、決して行わない。

令和8年4月1日改訂